

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

白河市長

市町村名 (市町村コード)	白河市 (072052)
地域名 (地域内農業集落名)	旗宿 ( 茂ヶ崎、旗宿、大木、和平 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年 4月16日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

- ・既に5割近くが担い手等に農地を貸し付けている。
- ・後継者不在の農地があり、今後も増加していくことが見込まれる。
- ・中山間地区であることから農地の集積・集約化に加え、鳥獣被害対策を含めた農地保全・管理が重要である。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻を主要作物とする。
- ・地域の特産物である、そば・大豆を段階的に団地化を形成する。
- ・「地域まるっと中間管理方式」を導入して法人化を目指し、集約化を図る。
- ・地域外から新たな担い手を受入れる体制を整備する。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	178 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	168 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	105 ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
水田利用は、担い手を中心に集積・集約化を進め、農地バンクを活用する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地耕作条件改善事業に取り組み、農業基盤の条件改善を図り、担い手への集積を促進し、農業生産性の向上を図る。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から多様な経営体や新たな認定新規就農者を受入れ、市及びJAと連携しながら取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①電気柵やネット柵などを設置し、定期的に適切な設置方法について検討する。
- ②化学肥料・化学農薬の使用低減に取り組む。
- ③ドローンによる除草作業や追肥など、スマート農業技術を導入し、生産性向上を図る。
- ⑦農業の生産条件が比較的不利な中山間地区における農業生産活動を継続するため、多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払制度を活用し、用排水路、農道等農業用施設の機能保全や耕作放棄の発生防止活動、耕作条件の改善などに取り組んでいく。